平成２６年第３回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２６年第３回大仙市教育委員会定例会を平成２６年３月２４日（月）午後４時から大仙市立大曲図書館３階視聴覚室において開催した。

出席委員

物　部　長　仁
鈴　木　直　樹
富　樫　佳　典
伊　藤　　良
竹　原　まゆみ
三　浦　憲　一

説明員

教育指導部長	小笠原　　晃
生涯学習部長	佐　藤　裕　康
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	千　田　寿　彦
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課長	山　谷　喜　元
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	滝　沢　清　寿
学校給食総合センター所長	鈴　木　喜　一
総合図書館長	邑　山　兼　光
総合市民会館長	羽根川　和　雄
花館公民館長	千　葉　信　夫
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	三　浦　廣　一
中仙公民館長	草　薙　祐　喜
協和公民館長	加　藤　恭　造
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　　徹
太田公民館長	小　松　孝　勝

書記

教育総務課参事	大　河　洋　子
教育総務課主幹	田　口　広　龍

付議案件

(1)　議案第16号　大仙市教育委員会の職員の補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(2)　議案第17号　大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

(3)　議案第18号　大仙市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令の制定について

(4)　議案第19号　大仙市スクールバス運行管理規程の制定について

(5)　議案第20号　大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
早速、教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いいたします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
どうもありがとうございました。それでは、次に各課、所、館から事務事業・行事報告をしていただきます。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各部署から事務事業・行事報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。以上、教育長報告をしていただきました。
ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問ございましたら、お願いいたします。

竹原委員
質問ではないんですが、初めて委員として地元の神岡小学校、平和中学校の卒業式に参加させてもらいました。子どもたちの動きとか、歌とか、言葉とか本当に感動して子どもたちの真剣な姿は、大人を癒すような力があると思いました。これからも委員として応援していきたいと思いました。

物部委員長
ありがとうございました。ご苦労様でした。私も西仙北中学校と大曲小学校に参列させていただきました。本当に素晴らしい卒業式でした。感動して心洗われて帰ってきた次第です。

伊藤委員
私も卒業式に出させていただきました。私は、統合前の角間川中学校の卒業ですが、大曲南中学校の校歌があのような長いものとは知りませんでした。おそらく、全国でもあのような校歌は、大曲中学校と大曲南中学校にしかないと思います。南中で９分４４秒、大曲中で９分４５秒なんです。大曲中学校の校歌は有名ですが、南中はそれほど知られていません。私は、大曲中学校の校歌は聞いたことがありましたが、大曲南中学校の校歌は聞いたことがありませんでした。聞いたら、もの凄くいい曲なんですね。今までこんなにいい校歌だとは全く知らなくて、感動して帰ってきました。

三浦教育長
　学校に行くと、よく子どもたちが将来の夢とか書いていますが、今年初めて見たのは、気象予報士になりたいというのがありました。去年までにはなかったものです。時代の移り変わりで、子どもたちがなりたいものも変化してきているなと感じてきました。

富樫委員
　私は、大曲西中学校と地元の東大曲小学校の卒業式に行ってきました。西中は、人数は少ないけれども、在校生が卒業生を一生懸命心暖まる声で送っていることに感動いたしました。東大曲小は児童数が増えまして、私がＰＴＡ会長をしていた頃は６２、３名だったんですが、今は１００名を超えておりまして、在校生の声の大きさにはびっくりしました。卒業生を見て１年生とか２年生、３年生には泣いている子もいるんですね。あの姿には、上と下との学年の繋がりが感じられてよかったなと思いました。委員として卒業式に出ることによって逆に元気をもらって、大変感謝しております。大変いい卒業式でした。

物部委員長
　委員の皆様、卒業式への御出席、大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。
　ほかにございませんでしょうか。

委員　（なし）

物部委員長
　それでは、次第の４番、付議案件に入ります。
　議案第１６号大仙市教育委員会の職員の補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　議案第１６号大仙市教育委員会の職員の補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。
　資料の１０ページ、１１ページとなります。本規則は、教育委員会の職員の補職名について定めたものです。本案は、平成２６年度定期人事異動に当たり、現状を踏まえ、補職名を整理するため、所要の一部改正を行うものであります。
　資料№１新旧対照表１ページを御覧ください。改正内容についてですが、まず、行政職の補職名を定めた第２条第１号についてです。第１号から「主席参事、学校給食総合センター所長、考査員、管理監、、主任教諭及び教諭」を削り、「次長、所長及び参与」を加え、併せて補職名の並びを整理するものであります。また、２ページの単労職の補職名を定めた第２条第２号についてですが、現在、「用務員」及び「事務職員」が存在しないことに加えまして、今後においても、正職員としてこれらの職の者を採用する予定がないことから、「用務主席、用務主査、用務主任、用務員及び事務補助員」を削るものでありま

す。
　施行期日は、平成２６年４月１日からとしております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いします。

委員（なし）

物部委員長
　それでは、議案第１６号大仙市教育委員会の職員の補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定については、ただいまの説明のとおり改正することといたします。
　次に、議案第１７号大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
　議案第１７号大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。
　資料の１２ページ、１３ページとなります。就学指導委員会とは、幼児、児童生徒の障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行い、適切な就学指導を行うために設置している調査・審議機関であります。この規則第３条において、この委員会の委員は、学識経験者、関係行政機関、関係教育機関、医師のうちから委嘱することと規定しております。現在、大仙市立の保育園が民営化される前から「関係行政機関の職員」として保育園長に委嘱してきておりますが、民営化されたことに伴い、この資格要件に当てはまらなくなったことから、引き続き、保育園長を委員として委嘱するため、必要な資格要件を追加規定するものであります。
　資料№２新旧対照表１ページを御覧ください。改正内容についてですが、組織や委員の資格要件について定めた第３条に新たに第５号として「児童福祉施設の職員」を追加規定するものであります。また、この機会に併せて第８条第２項の文言整理を行うものであります。
　施行期日は、公布の日からとし、明日、３月２５日を予定しております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いします。

委員　（なし）

物部委員長
　それでは、議案第１７号大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定につい

ては、ただいまの説明のとおり改正することといたします。
　次に、議案第１８号大仙市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令の制定について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　議案第１８号大仙市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令の制定について、御説明申し上げます。
　資料の１４ページ、１５ページとなります。本訓令は、教育委員会事務局における事務の円滑な執行及び事務能率の向上を図るため、部長、課長等がその責任において事務処理を決裁することのできる範囲を定めたものです。
　本案は、事務決裁の在り方を見直すため、本訓令の所要の一部改正を行うものであります。
　資料№３新旧対照表２ページを御覧ください。改正内容についてですが、まず、部長の専決事項を定めた第３条についてです。これまで、同条ただし書において、いずれかの部長に事故あるとき又は欠けたときは、他の部長の専決事項としておりましたが、こうした場合においては、専決事項とせず教育長決裁としたいことからこの規定を削ることとします。ちなみに、これまでこの規定を適用した例はございません。また、課長等の休暇の承認等については、部長の専決事項として第３条各号に定めておりましたが、課長等に加え次長についても、部長の専決事項とするものであります。次に、教育長が不在のときの代決方法について定めた第１０条についてです。４ページになります。第１号において、「教育長不在のときは、部長が代決する」と規定しておりましたが、これを柔軟に対応するため「部長が代決することができる」に改めるものです。第２号においては、「教育長及び部長ともに不在のときは、教育総務課長が代決する」と規定しておりましたが、代決者を「教育総務課長」にするよりも、その職務に詳しい「主管課長」にした方が適切との判断から代決者を「主管課長」に改めるとともに、第１号と同様の理由から「代決する」を「代決することができる」に改めるものです。
　施行期日は、平成２６年４月１日からとしております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

各委員（なし）

物部委員長
　議案第１８号大仙市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令の制定については、ただいまの説明のとおり改正することといたします。
　次に、議案第１９号大仙市スクールバス運行管理規程の制定について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　議案第１９号大仙市スクールバス運行管理規程の制定について、御説明申し上げます。
　資料の１６ページから１９ページまでとなります。
　本案は、現行のスクールバス運行管理規程が現状のスクールバス運行に即していないため、全面的に改めることとし、新規にスクールバス運行管理規程を制定するものであります。
　１７ページを御覧ください。主な内容ですが、まず、第２条に７校の対象校を明記しております。第３条には利用対象ということで、これにつきましては、国の遠距離通学費補助金交付要綱の要件を参考に小学校の児童にあってはおおむね４キロメートル以上、中学校の生徒にあってはおおむね６キロメートル以上としております。ただし、それ以下であっても、通学が困難な地域や危険な箇所があるところに関しましては、教育委員会、学校が調査確認をしまして認めることができることとしております。１８ページを御覧ください。第４条は、運行管理体制ということで、運行管理者には教育総務課長を充て、日常の運行管理は校長が行うこととしております。第５条から第７条までは、運行管理者と校長の職務分担を明確にしたところであります。第８条、第９条につきましては、運転者の業務、事故発生等の対応について明記しております。第１０条にはこれまでも行っておりましたけれども、通学以外の用途についても、利用できることを規定しております。また、第１１条には現状のスクールバスの運行形態に合わせまして、外部委託、直営といろいろなスクールバスの形態がありますが、これに合わせて対応するために規定するものであります。
　施行期日は、平成２６年４月１日からとし、これまでのスクールバスの規程は廃止するものであります。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　これは、今までの運行規程を土台にして作成したものですか。

教育総務課長
　これまでの運行規程が大雑把なつくりだったことから、現状に即した形に作成したということでございます。

物部委員長
　これまでいろいろ課題があったところも解決されて、新しい規程になっているということでしょうか。

教育総務課長
　西仙北地域につきましては、業者委託をしております。中仙地域につきましては、バスは市所有のバスなんですが、運転業務については外部委託しております。神岡地域と南外地域につきましては、市直営で運行しているということでいろいろな形態がございます。これらに対応した規程ということで、制定したいものです。

物部委員長
　いろいろな形態の現状に即した規程ということで、説明がございました。ほかに、何か御質問ございますでしょうか。

鈴木委員
　例えば、タクシーに乗ったときでも後部座席の者もシートベルトをするように法律が改正されたようで、空港からリムジンバスに乗ったときでも高速道路を走るので、シートベルトをしてくださいとアナウンスがあったりします。スクールバスのシートベルト着用については、どのようになっているのでしょうか。

教育総務課長
　スクールバスにはシートベルトはございません。といいますのは、現行法では義務付けられておりません。委託業者は、旅客運行の許可を得ている業者さんですので、きちんと対応しております。

鈴木委員
　分かりました。第４条にはスクールバスは教育委員会が管理するということになっておりますので、将来のスクールバスの在り方の理想のような指針のようなものがあれば、例えば、バスを買い替えるときとか、業者委託するときとか、徐々にいい方向に変わっていくのではないのかなと。乗り方とかは、各校長さんがやられていると思うんですが、前部の座席が危ないと思いますので、なるべく乗らないようにとか各校の状況確認をして、より安全な形になるようにしたらいかがかなと思いました。

教育総務課長
　鈴木委員がおっしゃられたように、私どもの理想といたしましては、西仙北地域の形態が理想と考えておりまして、旅客運行の許可を得た業者さんにお願いするのがベストかなと考えております。中仙地域のバスにつきましては、今年度、更新時期にあるわけですが、関係部署と協議しながら検討してまいりたいと思っております。

物部委員長
　安全な運行に目を光らせて、指導して事故のないようにしていただければと思います。
　よろしいでしょうか。
　それでは、議案第１９号大仙市スクールバス運行管理規程の制定については、新たに制定することといたします。次に、議案第２０号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
　議案第２０号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、御説明申し上げます。資料の２０ページ、２１ページとなります。

はじめに、就学援助制度についてですが、学校教育法の規定により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならないとされているところであります。

本市では、生活保護世帯を要保護世帯として、生活保護基準の１．３倍以内の世帯を準要保護世帯として、学用品、医療費、学校給食費などを支給しているところであります。

準要保護世帯の認定に当たっては、国で定めた生活保護法による保護の基準を参考にしているところでありますが、昨年５月１６日に保護基準が改正され、同年８月１日から適用されることに伴い、本来であれば、準要保護の認定に当たっても、この改正後の保護基準により認定するところでありました。しかし、昨年８月１日以降においても、改正後の生活保護基準ではなく､それまでの基準で認定するようにとの国からの要請がありました。

本市では､この要請に応えるものの､この措置がいつまでなのか不明であったことから、とりあえず、平成２６年３月までの特例措置として対応することとし、本要綱に附則第２項を設け、必要な一部改正を行ったところであります。

しかしながら、平成２６年度以降も、引き続き同様の保護基準で認定するようにとの国からの要請があったことから、この特例措置を延長するための本要綱の必要な一部改正を行うものであります。

改正内容についてですが、資料№.４の新旧対照表４ページを御覧ください。附則第２項において、「平成２５年８月１日から平成２６年３月３１日までの間における」としていたところを「当分の間」とするものであります。

施行期日は、平成２６年４月１日からとしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

委員　（なし）

物部委員長

それでは、議案第２０号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定については、ただいまの説明のとおり改正することといたします。以上で、付議案件の審議は終了いたしました。

次に、その他に入ります。何かございますでしょうか。

スポーツ振興課長

委員の皆様のお手元に平成２６年度からの５年間になります第２次大仙市スポーツ推進計画を配付させていただきましたので、御教示いただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

物部委員長

こちらも、後ほど目を通していただければと思います。ほかにございますでしょうか。

教育総務課長

教育委員会の人事異動につきまして、一覧表をお配りしております。今日の教職員の人事異動の発表に伴いまして、教育委員会内の指導主事の方々の異動もございまして、この方々を加えた今回の対象人数は、７９名でございます。内訳といたしましては、退職者が１０名で、９名が定年退職、１名が早期退職となっております。転出者が１７名、転入者が２１名、教育委員会内の異動が９名、昇格者が２０名、新採用の職員が２名、合計７９名となっております。また、再任用の方が１名となっております。

次に、４月の定例会の日程でありますが、４月２８日、この日は大仙市教職員研究集会が開催される日ですが、研究集会は午後２時４５分までとなっておりまして、それが終了後、午後３時４５分からこの場所で開催させていただきたいと思います。

物部委員長

次回の定例教育委員会は、４月２８日午後３時４５分からこの会議室でということで、委員の皆様、御都合はよろしいでしょうか。

本日の定例会は第３回でございますが、年度でいいますと節目の２５年度の最終の月でございます。この平成２５年度１年間、皆様、本当に御苦労様でございました。お陰様で、つつがなくこの年度の終了を迎えることができました。皆様方の御努力に深く感謝申し上げます。大変大きな成果を挙げていただきました。ありがとうございました。

また、佐藤部長さんをはじめ、御退職される５名の館長さん方、こちらには６名の退職される方々がいらっしゃいますが、長い間、本当にありがとうございました。心から敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。後ほど、ゆっくりと御挨拶をいただきたいと思いますので、その際にはよろしくお願い申し上げます。また、異動で御栄転の皆様、昇格されました皆様、誠におめでとうございます。また、来年度も大いに御活躍いただきますようお願い申し上げます。

これで、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時間　午後５時７分

※　次回開催日については、その後の事情の変更により、平成２６年４月３０日（水）午後４時に変更となった。